

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい  
文京区障害者地域自立支援協議会

れいわがんねんど だい かいしょうがいてうじしゃぶかい ようてんきろく  
令和元年度 第1回障害当事者部会 要点記録

【日時】 令和元年6月11日(火) 14時～16時

【場所】 文京シビックセンター3階 障害者会館 会議室A

【出席者】 高山 直樹 (自立支援協議会 会長)

こわ 甚 よしお せいしんしょうがい  
小和瀬 芳郎 (精神障害)

ながの えいいちろう ちてきしょうがい  
永野 栄一郎 (知的障害)

ちくま せいじ ちてきしょうがい  
竹間 誠次 (知的障害)

ふくだ み き こ しんたいしょうがい  
福田 美紗子 (身体障害)

こうの たかし しんたいしょうがい  
河野 孝志 (身体障害)

こにし けいち しんたいしょうがい  
小西 慶一 (身体障害)

あべ ひでゆき しょうがいふくしか かちょう  
阿部 英幸 (障害福祉課 課長)

【事務局】 みのぐち たちやなぎ はやし さ さ き ぶんきょうくしょうがいしゃきかんそうだんしえん  
美濃口、立柳、林、佐々木 (文京区障害者基幹相談支援センター)

【欠席者】 しむら けんいち じりつしえんきょうぎかい ふうかいちょう  
志村 健一 (自立支援協議会 副会長)

【補助人】 まつした こういち ほじょにん  
松下 功一 (補助人)

【傍聴者】 めい  
4名

【開会前に事務局からの連絡】

- ・ 出欠席の確認
- ・ 傍聴の確認
- ・ 会議録作成のため、会議内容の録音についての確認
- ・ 配布資料及び会議録はホームページに掲載
- ・ 配布資料の確認

1. 開会の挨拶 障害福祉課 課長 阿部英幸氏より
2. 事務局紹介
3. 各委員自己紹介【資料第1号】

#### 4. 部会長及び副部会長の互選 【資料第2～3号】

- 事務局より、文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条（守秘義務）について確認。
- 文京区障害者地域自立支援協議会要綱第7条5項 ※1により小西 慶一委員が部会長に決定。  
※1 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 副部会長については文京区障害者地域自立支援協議会第7条8項 ※2により福田 美紗子委員が副部会長に決定。  
※2 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

#### － 休憩 －

#### 5. 議題

##### (1) 令和元年度障害当事者部会の下命事項及び年間計画 【資料第4号～7号】

- ・令和元年度から地域生活支援専門部会が増え、親会の下に5つの部会を運営していく形となる。
- ・障害当事者部会の下命事項としては、「障害当事者からの情報発信等についての検討等を行うこと」であり、検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深める啓発活動を行うこととなっている。
- ・資料第5号を用いて、5つの部会と親会についての説明。新設された地域生活支援専門部会の事務局は障害福祉課となっており、「障害者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について検討する。」となっている。新設された経緯は、地域包括ケアという国の取り組み指針があり、それにもない文京区において地域の中で困った時に安心して相談できる場所、支援をおこなう場所といった地域生活を支えていくための拠点を整備していくこととなった。それにもない、拠点をどのように運用していくかを検討する場所として地域生活支援専門部会を新設することとなった。
- ・資料第6～7号を用いて、今年度の当事者部会スケジュールを確認。

##### (2) 平成30年度障害当事者部会の活動報告 【資料第8-1号～8-4号】

- ・資料第8-1号～8-3号を用いて、活動内容について説明。
- ・資料第8-4号を用いて、広報誌配布先について説明。広報誌Vol.3から配布先を追加しており、資料記載の76番以降の区内特別支援学級や都内自立支援協議会、横浜市、堺市などへ配布している。
- ・堺市からは、文京区の広報誌を堺市の当事者部会にて取り上げ、意見や感想を事務局から頂けることになっている。次回の当事者部会で共有させていただく予定。

##### ○今年度の残り3回の運営について意見交換

- ・ふれあいの集いのような機会に、当事者部会としてダンスや太鼓などのイベントを行ってはどうか。
- ・(ふれあいの集いについて)シビックホールにて12月の障害者週間に合わせて、特別支援学級や福祉施設のアート作品展示を3日間ほど展示したり、ポッチャなどのイベントを例年開催している。
- ・文京区全体において障害者の自立を考えた時に当事者部会の役割は非常に大きい。当事者部会はルールや法律の縛りはなく、自由である。自由ではあるが障害のある方の自立や生活に結びつくような活動をどう発信していくかが求められているのではないのだろうか。発信先や内容、方法などを検討していけ

るとよいのではないだろうか。

・大学の授業に当事者委員が参加して、心のバリアフリーハンドブックを利用し、障害について理解を深めるために学生に発信していくといった取り組みはどうだろうか。

・小学校～大学で障害についての説明を行ってきたが、街中で声を掛けられる機会が増えたと実感しており、影響力は大きいように感じている。

・CATVを使った発信もよいのではないだろうか。

・当事者部会として、これまでにやってきた活動実績の一覧などはあるのか。活動内容や結果がわかると今後に繋げていきやすいのではないだろうか。

・日常での困りごとを集めて、発信していくとよいのではないだろうか。

・文京区内でおいしいお店があっても、障害者が利用できるのか？という話題ができることもある。

・障害者が感じている問題の解決は、全ての人にとっての快適に繋がると思う。だからこそ、当事者部会がスピード感を持って発信していくことが大切になってくるのではないだろうか。

・例えば、車道に対する歩道の段差は標準値が定められている。車いすの方は段差がなければ利用しやすくなる一方で、視覚障害者は段差がないと歩道と車道の区別がつかなくなり危険が生じることもある。障害によって段差のあり方が違うため、問題に感じていてもなかなか発信することが難しいという現状もある。障害種別によって物事に対するあり方や不便さに違いがあるという気づきを、人々に伝えていけるとよいのではないだろうか。

・(事務局より)今回の意見も含め、次回第2回部会にて今年度の部会でどんなことに取り組んでいくか、検討していきたい。

・今年度で具体的な内容について話し合い、次年度に行動に移す、という事も場合によっては可能ではないか。

## 6. その他

(1) 心のバリアフリーハンドブック改訂について【資料第9号、机上配布資料】

(障害福祉課より)平成28年改定時も当事者部会に意見を頂く等協力してもらったが、反映できなかった意見もあった。現行の心のバリアフリーハンドブックを当日資料として配布しており、その内容から次回のバリアフリーハンドブックの変更点、例えば文章/イラストの修正や精神障害のページ数が少ないといった意見を頂き、今年度改訂の参考にしたいと考えている。

次回第2回の部会にて作成した校正原稿を見た上で、修正点等の意見を出し合う予定。